

第1号様式(第3条関係)

審査基準・標準処理期間個票

許認可等の名称	小学校及び中学校の区域外就学の許可
根拠法令及び条項	学校教育法施行令第9条 那覇市立小学校及び中学校の区域等に関する規則第6条 那覇市立小学校及び中学校の区域外就学に関する要綱第3条
審 査 基 準 学校教育法施行令 那覇市立小学校及び中学校の区域等に関する規則 那覇市立小学校及び中学校の区域外就学に関する要綱 ＜別紙のとおり＞	
標準処理期間	30日以内
所管部署	学校教育部 学務課（098-917-3505）
更新日	平成27年4月1日

＜別紙＞

学校教育法施行令

(区域外就学等)

第9条 児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校(併設型中学校を除く。)以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾(当該市町村の設置する小学校又は中学校(併設型中学校を除く。)への就学に係るものに限る。)を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則

(区域外就学)

第6条 市外に住所を有する児童生徒等を政令第9条の規定により市立学校に就学させようとする場合は、その保護者は、教育長に申請しなければならない。

2 前項の申請がある場合において、教育長は、相当の理由があると認めるときは、政令第9条第2項の規定による協議を経た後、当該区域外就学を許可することができる。

那覇市立小学校及び中学校の区域外就学に関する要綱第3条

(区域外就学の要件)

第3条 教育長は、別表に掲げる区域外就学許可基準における各区分のいずれかに該当すると認める場合は、保護者の申請を受け、当該児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議し、承諾を得ることにより、区域外就学を許可することができる。